

## 1 個人情報取扱事務の登録

各実施機関において、個人情報保護条例第6条の規定に基づき、個人情報を取り扱う事務について、個人情報取扱事務の名称及び目的並びに取り扱う個人情報の対象者の範囲、記録項目及び収集先等を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の縦覧に供した。

(表1) 個人情報取扱事務登録簿の登録件数

担当部局名		19年度(件)
知	事	1,451
担当部局別内訳	政策企画部	48
	総務部	75
	生活文化部	51
	にぎわい創造部	32
	健康福祉部	571
	商工労働部	246
	環境農林水産部	161
	都市整備部	115
	住宅まちづくり部	148
	会計局	4
教育委員会	155	
選挙管理委員会	3	
人事委員会	0	
監査委員会	0	
公安委員会	4	
労働委員会	3	
収用委員会	2	
海区漁業調整委員会	1	
内水面漁場管理委員会	1	
水道企業管理者	41	
警察本部長	216	
公立大学法人大阪府立大学	37	
地方独立行政法人大阪府立病院機構	90	
合計	2,004	

## 2 個人情報の取扱いに関する個人情報保護審議会への諮問

条例で個人情報保護審議会の承認を要件としている個人情報の例外的取扱いについて、平成19年度は、29件の諮問があり、すべて諮問を承認する旨の答申があった。

(表2) 個人情報の取扱いに関する個人情報保護審議会への諮問及び答申の状況

諮問事項	18年度 から繰越	19年度 諮問	19年度 答申	答申の内訳		20年度 へ繰越
				承認	不承認	
件数	0	29	29	29	0	0
事項別内訳						
本人収集の原則の例外 (7条3項7号)	0	5	5	5	0	0
センシティブ情報の収集禁止原則 の例外(7条5項)	0	2	2	2	0	0
目的外利用・提供禁止原則の例外 (8条1項9号)	0	26	26	26	0	0
オンライン結合による個人情報の 外部提供禁止の例外(8条3項)	0	2	2	2	0	0

(注) 1件の諮問において、複数の例外的取扱いについて承認を求めている場合があるので、事項別内訳の合計が諮問の件数を上回る。

(表3) 個人情報の例外的取扱に関する個人情報保護審議会への諮問及び答申の一覧

	件名	諮問事項(注)	実施機関	諮問日	承認日
1	インターネットによるセミナーガイダンスへの参加申込等	オンライン提供	警察本部長	19. 5. 9	19. 5. 9
2	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	19. 5. 7	19. 5. 9
3	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	19. 5. 7	19. 5. 9
4	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	19. 5. 7	19. 5. 9
5	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	19. 5. 7	19. 5. 9
6	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	19. 5. 7	19. 5. 9
7	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	19. 5. 7	19. 5. 9
8	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	19. 6. 29	19. 7. 3
9	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	19. 6. 29	19. 7. 3
10	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	19. 6. 29	19. 7. 3
11	府立病院への防犯カメラ等の設置	本人外収集 目的外利用・提供	府立病院機構	19. 7. 2	19. 7. 3
12	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	19. 8. 24	19. 8. 29
13	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	19. 8. 24	19. 8. 29
14	武力攻撃事態等における安否情報の提供	オンライン提供	知事	19. 8. 28	19. 8. 29
15	府税事務所における防犯カメラの設置	本人外収集 目的外利用・提供	知事	19. 8. 22	19. 10. 31
16	府立大学における防犯カメラの設置	本人外収集 目的外利用・提供	府立大学	19. 10. 22	19. 10. 31
17	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	19. 11. 26	19. 11. 28
18	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	19. 12. 21	19. 12. 26
19	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	19. 12. 21	19. 12. 26
20	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	19. 12. 21	19. 12. 26
21	府立病院における防犯カメラの設置	本人外収集 目的外利用・提供	府立病院機構	19. 10. 26	20. 2. 13
22	住宅供給公社賃貸住宅等に係る暴力団情報の収集	センシティブ情報収集	住宅供給公社	20. 2. 13	20. 2. 13
23	石綿健康被害救済制度による特別遺族弔慰金等制度の周知事業に係る個人情報の利用・提供等	センシティブ情報収集 本人外収集 目的外利用・提供	知事	20. 3. 19	20. 3. 21
24	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	20. 3. 18	20. 3. 21
25	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	20. 3. 18	20. 3. 21
26	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	20. 3. 18	20. 3. 21
27	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	20. 3. 18	20. 3. 21
28	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	20. 3. 18	20. 3. 21
29	死亡患者等に係る診療情報の提供	目的外提供	府立病院機構	20. 3. 18	20. 3. 21

(注) 個人情報の例外的取扱に係る個人情報保護審議会への諮問事項について

- 本人外収集(条例第7条第3項第7号(第53条の2、第53条の3第1項))  
個人情報をも本人以外のものから収集すること。
- センシティブ情報収集(条例第7条第5項(第53条の2、第53条の3第1項))  
次の個人情報(センシティブ情報)を収集すること。
  - ・ 思想、信仰、信条その他心身に関する基本的な個人情報

- ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
- 目的外利用・提供（条例第8条第1項第9号（第53条の3第1項））  
個人情報取扱事務の目的以外に、個人情報を利用・提供すること。  
（個人情報取扱事務の目的は、個人情報取扱事務登録簿の記載により判断する。）
- オンライン提供（条例第8条第3項（第53条の2、第53条の3第1項））  
実施機関以外のものに対してオンライン結合を用いて個人情報を提供すること。  
（オンライン結合とは、コンピューターを通信回線により結合し、実施機関以外のものが個人情報を随時入手できる状態にすることをいう。）

### 3 個人情報の開示請求

#### [請求件数]

個人情報の開示の請求件数は86件で、平成18年度に比べ約6%の増加となった。

なお、86件の請求のうち、本人からの請求は76件、法定代理人からの請求は10件であった。

これらの請求に対し、実施機関が92件の決定を行った（1件の請求において複数の個人情報の開示が請求されている場合は、複数の決定が行われることがある。）。その内訳は次表のとおりである。

（表4）個人情報開示請求及び決定の件数

区 分		19年度 (件)	18年度 (件)
個人情報開示請求の件数		86	81
実施機関の決定の件数		92	86
内 訳	全部開示	35	33
	部分開示	39	33
	非開示	3	0
	不存在による非開示	14	16
	適用除外による非開示（第46条）	1	1
	要件不備による非開示（第17条第1項、第2項）	0	0
	存否応答拒否による非開示（開示請求拒否）（第16条）	0	2
	却下（第12条第2項ただし書）	0	1

[実施機関別開示請求件数]

実施機関別・担当部局別では、警察本部（34件）に対する開示請求が最も多く、次いで、教育委員会（25件）、健康福祉部（23件）の順である。

（表5）実施機関別・担当部局別の開示請求件数

担 当 部 局 名		19年度（件）
担 当 部 局 別 内 訳	知 事	34
	政 策 企 画 部	2
	総 務 部	5
	生 活 文 化 部	2
	に ぎ わ い 創 造 部	0
	健 康 福 祉 部	23
	商 工 労 働 部	2
	環 境 農 林 水 産 部	0
	都 市 整 備 部	0
	住 宅 ま ち づ く り 部	0
	出 納 局	0
契 約 局	0	
教 育 委 員 会	25	
選 挙 管 理 委 員 会	0	
人 事 委 員 会	1	
監 査 委 員	0	
公 安 委 員 会	2	
労 働 委 員 会	0	
収 用 委 員 会	0	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	
水 道 企 業 管 理 者	0	
警 察 本 部 長	31	
公 立 大 学 法 人 大 阪 府 立 大 学	0	
地 方 独 立 行 政 法 人 大 阪 府 立 病 院 機 構	0	

（注）知事に対する請求で複数の担当部局にまたがるものは各担当部局に計上している。

[非開示規定の適用状況]

部分開示決定、非開示決定を合わせた43件のうち、20件において第三者の個人情報の規定、20件において事務執行支障情報の規定、11件において評価等情報の規定、23件において公共安全支障情報の規定が適用されている。

(表6) 非開示規定の適用状況

区 分	非 開 示 理 由	19年度 (件)	適 用 率	
			(%)	
開示しない ことができる情報	法人等情報(14条1項1号、2項1号)	0	0	
	意思形成支障情報(14条1項2号、2項1号)	0	0	
	事務執行支障情報(14条1項3号、2項1号)	20	46.5	
	評価等情報(14条1項4号、2項1号)	11	25.6	
	公共安全支障情報	23	53.5	
	内 訳	公共安全支障情報(14条1項5号)	0	0
		公共安全支障情報(14条2項2号)	2	4.7
		公共安全支障情報(14条2項3号)	23	53.5
		本人安全支障情報(14条1項6号)	0	0
	未成年者等権利利益侵害情報(14条1項7号)	2	4.7	
開示して はならない情報	第三者の個人情報(13条1号)	20	46.5	
	法令秘情報(13条2号)	0	0	
	法定受託事務情報(13条3号)	0	0	
決定件数(部分開示+非開示の件数)		43	100	

(注) 公共安全支障情報については、14条1項5号が、公安委員会及び警察本部長を除く実施機関に、14条2項2号及び3号が、公安委員会及び警察本部長に、適用される(14条2項2号と3号が同時に適用される場合は内訳では両方に計上しているが、公共安全支障情報全体では1件と数えている。)

[決定期間の状況]

92件の決定件数のうち、条例第19条第2項に基づく決定期間の延長が行われたものは、1件、条例第19条の2第1項に基づく決定期間の特例が適用されたものは、0件であった。

なお、決定期間の延長が行われた1件は、開示請求に係る個人情報に情報が記録されている第三者に意見書提出の機会を付与したものである。

(表7) 決定期間の状況

区 分	19年度(件)
決定件数	92
本則どおり(15日以内)	91
決定期間の延長を行った件数(30日以内)	1
決定期間の特例を適用した件数(30日超)	0

(注) 決定期間の末日が、大阪府の休日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は12月29日から1月3日までの日)に当たる場合は、その翌日に決定を行っている場合がある。

4 個人情報の訂正請求及び利用停止請求

個人情報の訂正の請求件数は0件、利用停止請求は0件であった。

## 5 指定管理者の取り扱う個人情報に係る開示請求等

指定管理者による地方自治法第244条第1項に規定する「公の施設」の管理に係る個人情報についても、当該指定管理者の管理に係る公の施設を所管する実施機関（指定実施機関）に対して、開示等を請求できることとされているが、平成19年度の請求件数は、開示、訂正、利用停止とも0件であった。

## 6 非開示決定等に対する不服申立て

個人情報開示請求等に対する実施機関の決定について、平成19年度は3件の不服申立てがあった。

不服申立ては、個人情報審議会に諮問し、その答申を尊重して再決定等の処理を行うこととなっており、平成18年度から繰り越した5件を含めた平成19年度の処理状況は以下のとおりである。

（表8）不服申立ての処理状況（件）

区 分	係属事案 計	取下げ 件 数	処 理 件 数					20年度 へ繰越 件 数
			計	認容	一部 認容	棄却	却下	
18年度から繰越事案	5	0	5	0	0	5	0	0
開示請求関係	4	0	4			4		0
訂正請求関係	1	0	1			1		0
19年度申立て事案	3	0	0	0	0	0	0	3
開示請求関係	3	0	0					3
訂正請求関係	0	0	0					0
計	8	0	5	0	0	5	0	3
開示請求関係	7	0	4			4		3
訂正請求関係	1	0	1			1		0
利用停止請求関係	0	0	0			0		0

## 7 口頭の請求による即時開示

個人情報の開示に当たり、その内容が定型的であらかじめ開示に関する判断を一律に行うことができ、一度に多くの請求が見込まれるものについては、条例第22条第1項の規定に基づき、口頭の請求による即時開示を行っている。

平成19年度の口頭の請求による即時開示の実施状況は次表のとおりである。

（表9）口頭の請求による即時開示の実施状況

試験等の名称	19年度（件）
歯科技工士試験	4
薬種商販売業認定試験	20
毒物劇物取扱者試験	145
調理師試験	550
製菓衛生師試験	52
砂利採取業務主任者試験	2
大阪府立高等学校及び大阪府立工業高等専門学校 入学者選抜	23,690
大阪府立高等支援学校入学者選抜	1
計	24,464

(参考) 口頭により開示請求ができる個人情報(平成19年4月1日現在)

口頭により開示請求を行うことができる個人情報の項目		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
試験等の名称	開示する内容		
行政書士試験	短答式試験及び論述試験の得点	合格発表の日から5年間 随時	市町村課
准看護師試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から1月間	医務・福祉指導室 医療対策課
歯科技工士試験	総合得点、科目別得点、 100点換算の得点	合格発表の日の翌日から 1月間	地域保健福祉室 健康づくり感染症課
薬種商販売業認定試験	総合得点、科目別得点、 合否基準	合格発表の日から1週間	薬務課
毒物劇物取扱者試験	総合得点、科目別得点、 合格基準	合格発表の日から2週間	薬務課
調理師試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から2週間	食の安全推進課
製菓衛生師試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から2週間	食の安全推進課
クリーニング師試験	科目別得点、合格点	合格発表の日から1月間	環境衛生課
採石業務管理者試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から1月間	商工振興室 経営支援課
砂利採取業務主任者試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から1月間	商工振興室 経営支援課
家畜人工授精師養成講習会 修業試験	総合得点、科目別得点	合格発表の日から2月間	動物愛護畜産課
狩猟免許試験	知識試験及び技能試験の 得点、適性試験の適否	合格発表の日から1月間	動物愛護畜産課
環境農林水産総合研究所農 業大学校入学試験	総合得点、科目別得点、 総合順位	合格発表の日から3月31 日まで	環境農林水産総合 研究所
技能検定	総合得点、科目別得点	合格発表の日から1月間	雇用推進室 能力開発課
職業訓練指導員試験	総合得点	合格発表の日から1月間	雇用推進室 能力開発課
大阪府立高等学校及び大阪 府立工業高等専門学校入学 者選抜 ・前期入学者選抜 ・海外から帰国した生徒の入学 者選抜 ・中国帰国生徒及び外国人生徒 入学者選抜 ・能勢地域連携型中高一貫教育 に係る入学者選抜 ・後期入学者選抜 ・二次入学者選抜 ・府立工業高等専門学校入学 者選抜	・学力検査の得点、小論文 検査の得点、作文検査の 得点、実技検査の得点の うち請求者が受検したもの ・調査書中の各教科の評定	4月1日から同月14日 まで	当該入学者選抜を 実施した府立高等 学校又は府立工業 高等専門学校
大阪府立高等支援学校入学 者選抜	適性検査の得点、調査書 中の各教科の評定	4月1日から同月7日まで	大阪府立高等支援 学校

(注) 開示期間に休日等が含まれることにより、開示期間の始期及び終期がずれることがあります。